

# 東北大学男声合唱団 OB 会規約

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は東北大学男声合唱団 OB 会と称し、略称を東北大男声 OB 会とする。

(目 的)

第2条 本会は東北大学男声合唱団（東北大学学友会男声合唱部）在籍・卒団生の合唱芸術追及の場を提供し、また相互の親睦をはかる事を目的とするとともに、現役の活動を支援する。

(活 動)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は次の活動を行う。

- (1) 演奏会（随時、現役の定期演奏会への賛助出演、合同演奏等を含む）
- (2) 2年に一度の総会
- (3) 機関誌発行、IT 活用による HP 形式での情報交換

(組 織)

第4条 本会は東北大学男声合唱団に在団した者によって組織する。

2. なお、団友を設けることができる。
3. 本会は、仙台支部、東京支部を置く。
4. 仙台、東京以外に居住または勤務する会員はその地域の会員間で協議の上、その地域の支部を置くことができる。  
新たに支部を設置する場合は幹事会に届出るものとする。

(運営費)

第5条 本会の運営費は、別に定める会計細則により、原則として会員の拠出する会費をもって充当する。

## 第2章 会員及び団友

(会員の資格)

第6条 東北大学男声合唱団に在団した者をもって本会の会員とする。

2. 団友は、昭和27年以前に東北大学を卒業した東北大学合唱団団員及び本会会員の推薦により、総会にて承認された者とする。

(会員の移動)

第7条 本会員は、住所、連絡場所に変更があった場合は、速やかに幹事会に届出なければならない。但し、学年委員に届出を委託することができる。

## 第3章 総会

(総会の位置づけ及び役割)

第8条 総会は本会の最高機関とする。

総会は、第2条の目的遂行上必要な企画と運営についての基本方針を討論し、大いに歌い、大いに飲む。なお、総会は仙台支部総会と東京支部総会との合意に置き換えることができる。

(定期総会)

第9条 総会は会員で構成され2年に1回、会長が招集する。

#### 第4章 企画、運営方針

(基本方針)

第10条 第2条の目的遂行上必要な活動の企画と運営についての基本方針は幹事会が立案し、総会による承認、もしくは郵便、電子メール等による会員の意思確認をもって決定される。

#### 第5章 幹事及び委員

(任 務)

第11条 本会は次の役員をおく。

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 会長             | 1名 (本会の代表、会の総括)          |
| (2) 副会長            | 2名 (会長の補佐及び代行)           |
| (3) 会計             | 2名                       |
| (4) 会計監事           | 2名                       |
| (5) 会誌委員           | 若干名                      |
| (6) 現役連絡委員         | 1名                       |
| (7) 名簿委員           | 1名                       |
| (8) 東京支部幹事及び仙台支部幹事 | 各若干名                     |
| (9) 学年委員           | 原則として各学年に1名 (各学年の連絡に当たる) |

(選出方法)

第12条 会長は、総会の議決で、選出される。

- 副会長は仙台支部長、東京支部長があたり、支部長は支部幹事の互選により支部総会で承認される。
- 会計、会計監事は仙台支部、東京支部にそれぞれ設け、各支部長の指名により各支部総会で幹事があたる。
- 会誌委員、現役連絡委員、名簿委員は、仙台支部に設け、仙台支部幹事があたる。
- 支部幹事は支部総会で支部部長の指名を受け承認される。
- 学年委員はそれぞれの学年会員の互選によって選任される。

(任 期)

第13条 役員任期は、2年間とする。但し再任を妨げない。

#### 第6章 幹事会

(構成及び役割)

第14条 幹事会は副会長及び東京・仙台支部幹事をもって構成し、必要に応じて、会長と相談しつつ、会の運営にあたる。

(議 決)

第15条 幹事会は幹事の3分の2以上の出席を要し、議決は出席幹事の過半数の同意を要する。欠席者は委任状を提出する。

## 第7章 会 計

(会費の納入)

第16条 会員は2年に一度、所定の会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌々年9月30日に終わるものとする。

(決算書類)

第18条 幹事会は、総会前に決算書類を作成し会計監事の会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 雑則

(規約の改廃)

第19条 本規約の改廃には総会において、出席会員の3分の2以上の同意を要する。

(支部細則)

第20条 支部運営のために支部細則を定めることができる。

付則 1. この規約は2003年7月から施行する。

付則 2. この規約は2014年2月に改訂し同2月から施行する。

---

## 東北大学男声合唱団OB会 会計細則

(運営費)

第1条 本会の運営は、原則として会員の拠出する会費をもって充当する。

1. 演奏会、合宿など、会の特別な行事に関わる費用の会員負担額は、その都度、幹事会が決定する。
2. 現役諸君の活動を支援するため、運営費の一部を補助することができる。

(会 費)

第2条 会費は、年額1,000円とする。

(会費金額の変更)

第3条 会費の変更は、委員会の決定により、総会の承認を得なければならない。

付 則 1. この会計細則は2003年7月から施行する。

---

## 東北大学男声合唱団 OB 会 支部運営細則

支部を円滑に運営するために規約を補完しこの細則を設定する。

(幹事担当)

第1条 支部長は規約の定めに従って担当幹事をそれぞれ指名し、支部総会で承認を受ける。

(学年委員会)

第2条 学年委員会は、開催を必要とする当該支部長が召集する。両支部長は召集にあたり十分な協議のもとに行う。

(技術委員会)

第3条 演奏活動を円滑に推進するために技術委員会を設ける。

第4条 技術委員会は、支部幹事会と連携して音楽技術事項に関して専門的な技能知識を基に技術面から支部活動を推進する。

第5条 技術委員会をとりまとめるために委員長を置き、各々の支部長が委嘱する。両支部合同企画については両支部委員長が協議の上、それぞれの委員会に諮る。

第6条 委員長は、技術委員若干名を指名することができる。また、委員会を召集できる。

(支部総会)

第7条 各々の支部内の運営に関しては当該支部長の召集に従って支部総会を行うことができる。この場合規約第10条を準用する。

付 則 1. この支部運営細則は2014年2月から施行する。